



法人こおりやま

2016. 11

第461号



題名/晩秋の屋敷 提供/大波 天久 中国書法研究院客員教授

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●●

パスワード

●●●●●

ログイン

ID・パスワードは 会員ID: **1101** パスワード: **1005**

お問い合わせは郡山法人会事務局まで TEL:024-933-7777

トピックス.....8

法人会
平成29年度税制改正提言.....4

税のミニ通信
中小企業等経営強化法が
2016年7月施行.....3

税務署ニュース
年末調整について.....2

目次

税務署ニュース

**年末調整説明会での説明事項は、
国税庁ホームページで確認できます!**

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

① Web-TAX-TV(インターネット番組「税に関する動画」)

年末調整説明会での説明事項をインターネット番組で放映しています。「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」については、年末調整説明会の内容とおおむね同じ内容となっており、国税庁ホームページで視聴することができます。

インターネットの利用環境がない方には、税務署において Web-TAX-TV と同じ内容の「年末調整のしかた」と「法定調書の作成と提出」のCD又はDVDの貸し出しを行っています。

貸し出しについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/webtaxtv

② 年末調整がよくわかるページ

年末調整の時期には、年末調整に関する情報を集約したページを開設し、年末調整の際に使用する各種様式や手引を掲載しています。

各種様式が必要な時に、ダウンロードして印刷することができます。

《アクセス方法》

国税庁ホームページ又は下記のアドレスからご利用ください。

アドレス www.nta.go.jp/gensen/nencho

ご不明な点については、各税務署にお問い合わせください。

「年末調整のしかた」など、国税に関する一般的なご相談は、『電話相談センター』でお答えします。税務署の代表電話へおかけいただくと、自動音声でご案内します。

- ・ 税金に関する一般的なご相談（年末調整のしかた、法令の解釈等）……………『1番』
- ・ 税務署からの照会に関する問い合わせや面接相談の事前予約……………『2番』
- ・ 消費税の軽減税率制度に関するご相談……………『3番』



詳しくは、国税庁ホームページへ
www.nta.go.jp

税のミニ通信

赤字でも固定資産税が3年間半額に! 中小企業等経営強化法が2016年7月施行

2016年7月1日、中小企業等経営強化法が施行されました。

今回施行となった中小企業等経営強化法における減税施策は、赤字事業者でも受けられる固定資産税の減税であり、目玉施策として注目されています。

誰が減税を受けられるの?

- 資本金(または出資)の総額が1億円以下の法人
- 資本金(または出資)を有しない法人の場合には常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人事業主

多くの事業者が対象になる減税であり、医療法人、社会福祉法人、NPO法人も対象に含まれる減税であることがポイントです。

減税対象になる固定資産ってどういうもの?

機械及び装置です。

製造業のイメージが強いですが、製造業以外でも対象となる機械及び装置があります。

- 卸・小売業・・・大型冷蔵庫、小分け加工設備、ガソリンスタンド設備など
- 外食・中食業・・・厨房設備、食品加工設備など
- 宿泊業・・・厨房設備、クリーニング設備、浴場用設備など
- 運送業・・・可搬式クレーン、可搬式コンベアなど
- 介護業・・・給食用設備、介護入力装置など

ポイントは「など」という言葉です。

上記以外にも対象になる固定資産はあり、固定資産税の課税判断は各市町村が行っていますので、具体的に確認することが重要です。

減税対象になる固定資産の要件

- 販売開始から10年以内のもの(最新モデルでなくてもOK)
- 1世代前モデルと比べて生産性が1%以上向上
- 1台または1基あたりの取得価額が160万円以上
- 2016年7月1日(法律施行日)以降、2019年3月31日までの取得
- 中古資産でない

ポイントは最新モデルでなくてもよいこと。

「生産性向上設備投資促進税制」という減税制度がありますが、こちらは最新モデル要件があります。

また「生産性が1%以上向上」は「工業会からの証明書」

をもって判断できますので、固定資産税の減税を受けるつもりで固定資産を購入する場合、事前に購入先や設備メーカーを通じて、該当固定資産であるかどうかを確認することが重要です。



東北税理士会郡山支部
税理士 移川 康輔

いくら減税になるの?

該当固定資産の固定資産税が3年間、2分の1軽減されます。

固定資産税の税率は原則1.4%

ですが、固定資産の価格は取得後の減価を考慮したものですから、3年間の減税額を簡単には計算できません。

目安としての減税効果は下記の通りです(耐用年数10年という前提で計算)。

- 取得価額200万円で3.0万円減税
- 取得価額500万円で7.6万円減税
- 取得価額1,000万円で15.2万円減税

固定資産税の減税をうけるために必要な手続き

国に「経営力向上計画」を申請し、認定をしてもらう手続きが必要です。

計画認定申請書は実質2ページで、分量として決して多いものではなく、経営力を上げるためにこんなことに取り組んでいきますというようなことを記載していきます。

中小企業庁の特設ページ内の「申請手続きについて」に、「記載例」や「申請の手引き」が用意されていますので是非参考にしてください。

まとめ

新しく始まった経営力向上計画制度ですが、実質2ページという簡単な申請書で、上記減税効果のほか、以下のようなメリットも享受できます。

- 商工中金による低利融資
- 保証協会の別枠設定や保証枠の拡大

「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」でも、経営力向上計画が認定されていれば加点されることも明らかになり、今後、他の補助金についても経営力向上計画に認定が加点材料とされることが予想されます。

積極的に経営力向上計画の認定を受け、固定資産税減税をはじめとする様々なメリットを享受していきましょう。



I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」(以下、「骨太の方針」という)に盛り込まれた消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から

2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

2020年度の基礎的財政収支(プライマリーバランス)黒字化という財政健全化目標への直接的

法人会は来年度の税制改正に望む提言をまとめました。法人会の税制改正提言は、全国の中小企業の真摯なる声として、政府・国会に届き、毎年、多くの改正の実現をみえています。真面目な企業団体であり、税のオピニオンリーダーである法人会として、要望実現に努めていきます。

な影響は回避できようが、2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標は、消費税引き上げによる税収が得られないことから、事実上達成できなくなつた。

2020年度のPB黒字化も、極めて達成が危うい。依然として、不確実性の高い、税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続く、その残高がGDP比で約7割と、欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも、財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

制は確実に行うべきである。(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ず

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるような経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に、軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について、安定的な恒久財源を確保するべきである。

(2) 2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

して、団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど、超高齢化社会に入る。

持続可能な社会保障制度の構築は、喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」は、この理念に基づいて策定されたが、消費税率10%への引き上げが再延期されたことで、改革工程に狂いが生じた。

このため、消費税1%分の税収を充てる予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は、赤字国債に頼ることなく可能な限り実施することとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば、充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するならば、給付面の見直しを柱に、安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では、「自助」「公助」だけでなく、「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直

していく必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者としてでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには、安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。

しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのは、このためである。

そして、「行革の徹底」には、これまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて、自ら身を削ることが何より必要である。

そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

行革を徹底するために、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の

抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も2年半延期されることになった。

しかし、軽減税率は何とんでも、事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題は多く、税率10%程度までは、単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」

の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報情報の漏洩、第

三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、国民の利便性を高めるためには、e-TaxやeLTAxを利用した場

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の

日投資などの観点からみて、大きな前進である。

質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると、依然として税率格差が残っている。

そのためには、地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした、多角的な環境整備が求められよう。

当面は、一般の法人実効税率引き下げの効果を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は、平成28年度29・97%、平成30年度29・74%となり、政府が目指していたドイツ並みの「20%台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で、中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けら

れるような税制の確立が求められる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

(1) 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

(2) 少額減価償却資産の

取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行：資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によつてそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。

このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも、慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。

その中小企業が、相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

先般、納税猶予制度の改

正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

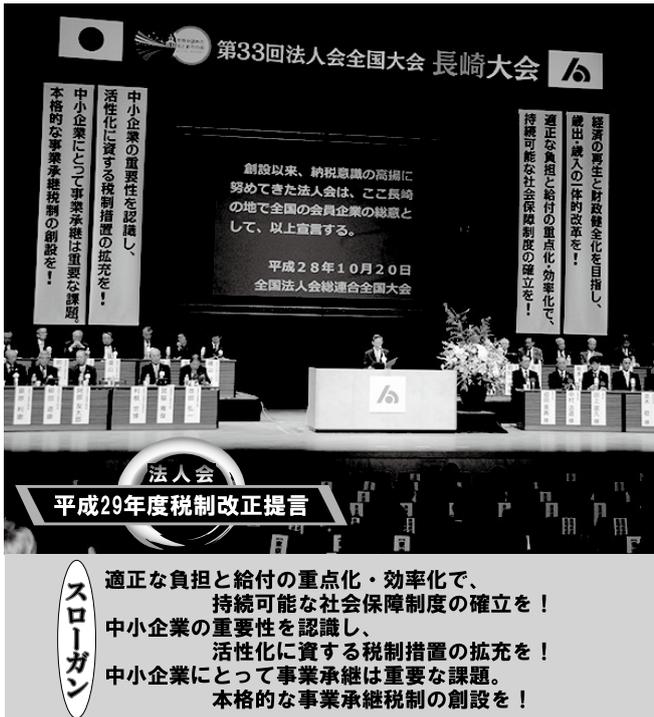
とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

(1) 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

(2) 死亡時まで株式を所有しないと猶予額が免除されない制度を、



5年経過時点で免除する制度に改める。
 ③ 対象会社規模を拡大する。
 ④ 親族外への事業承継に対する措置の充実
 親族外承継に対応するため、納税猶予制度の適用対象範囲の拡大や、遺留分に係る民法の特例制度が拡充されたものの、事業の円滑な承継を支援するとの観点から、所要の措置を講じる。
 (4) 取引相場のない株式の評価の見直し
 取引相場のない株式の評価については、企業規模や

業種によって多様である。とくに、類似業種比準価額方式については、比較対象となる上場株式の株価が上昇すると、それに伴い評価が上昇すること、また、配当、利益及び純資産といった比準要素のあり方によって、税負担が増大する可能性があることが指摘されている。
 このため、円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ 地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に、現在推進中の地方創生戦略の深化も、極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。
 地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的社会的実現を目指している。
 そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めている。
 しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしても、それが実行されているのか定かではない。まずは、これらについての検証が必要であり、成功例があれば、それを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような、換金性の高い商品券や高額品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。
 また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。
 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

大胆に行う必要がある。
 (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 (3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
 (4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。
 そのためには、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。
 また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。

トピックス

福島県法連青年部会連絡協議会 会員研修会「会津大会」開催

10月14日、福島県法人会連合会青年部会連絡協議会第24回会員研修会が会津若松ワシントンホテルで開催され、当会より11名の部会員が参加した。

第1部の記念講演会では、落語家の三遊亭兼好氏を講師に迎え、「笑門来福」と題し、講演いただいた。誰もが共感できる身近な出来事やニュース内容を取り入れた話しのほか、代表的な小噺まで披露していただき、終始笑いの絶えない講演会となった。

その後の記念式典では、石井敏也県青連協会長(郡山法人会)の主催者挨拶に続き、開催地歓迎の挨拶、大会宣言をし、来年度開催地のいわき法人会青年部会へ大会旗が渡された。

記念式典終了後、藤田昭子県女連協会長の乾杯で懇親会が催され、おいしい会津の地酒を味わいながら県内の青年部会員と親睦を深めた。



青連協会員研修会「会津大会」

三春支部・小野支部 視察研修会開催

会員の親睦・交流を深めるための視察研修会を三春支部・小野支部でそれぞれ開催した。

三春支部は10月17日、会津方面を視察した。太郎庵ではお菓子工場、羅羅屋ではランドセル作りの工程を見学した。また、渋川問屋で昼食をとり懇親を深め、七日町通りを散策した。

小野支部は10月20日、こちらも会津方面を視察。会津本郷の流紋焼窯元の見学と絵付け体験や宮泉酒造、末廣酒造を見学・試飲した。萬花桜で昼食をとり、七日町通りを散策した。

両支部とも会員相互の交流や情報交換ができ、親睦深まる実りある視察研修会となった。



三春支部 渋川問屋前



小野支部 流紋焼見学

会員親睦ゴルフコンペ開催

10月27日、第7回会員親睦ゴルフコンペを郡山ゴルフ倶楽部において開催し、39名が参加した。当日は絶好のゴルフ日和で、プレーを通じ会員相互の親睦を深めた。成績は次の通り。(敬称略)

優勝=倉田三郎(有くるめコーポレーション)

準優勝=栗城廣一(株イースタンライフ)

第3位=佐藤泰勝(有ライフサポート)



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみならずと共歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860

AIU AIU保険会社
Member of AIG

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
(郡山大同生命ビル6F) TEL 024-932-0822